

都市計画の見直しの方針と整備プログラム に関する説明会（桶狭間公園）

1. 開催概要

日時：平成 21 年 8 月 10 日（月） 午後 7 時～午後 8 時 30 分

場所：緑区桶狭間公民館

出席者：82 人

2. 記録等

別紙のとおり

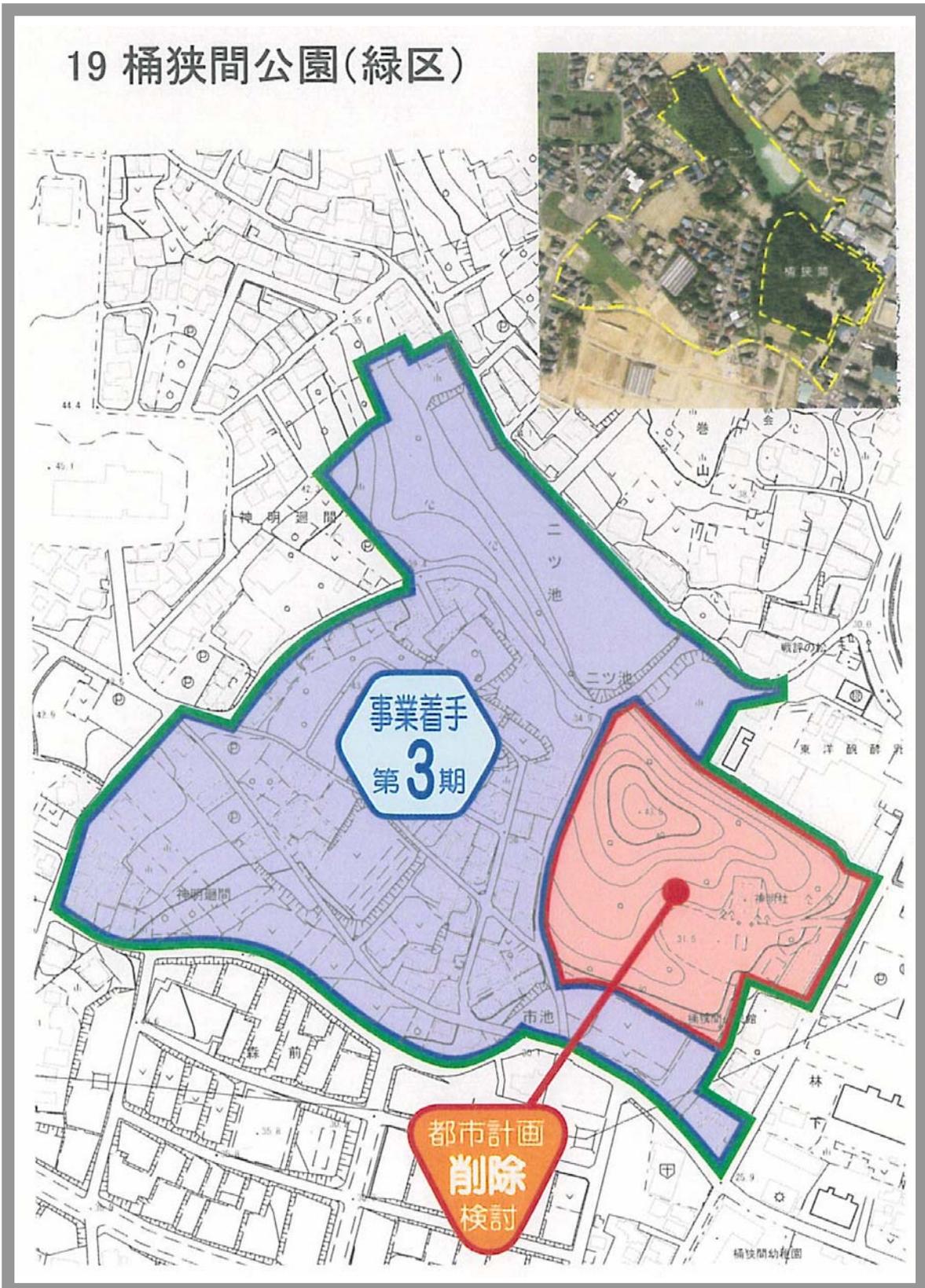
3. 結果

説明会でいただいたご意見を踏まえ、以下のような予定で進めてまいります。

時期	事項	内容
平成 22 年度	都市計画の変更 （区域の一部を削除）	変更案の縦覧（意見書の提出） ▽ 都市計画審議会 ▽ 都市計画変更
平成 40 年から 平成 49 年までに	第 3 期区域の事業に着手 （用地買収の開始）	事業着手に関する説明会

【参考】桶狭間公園の都市計画の見直しの方針と整備プログラム

19 桶狭間公園(緑区)



◎記録等

1. 説明内容

(1) 現状

- ・ 桶狭間公園は、昭和 39 年の有松町の名古屋市への編入に伴って、昭和 41 年に当初の都市計画決定が行われた地区公園である。
- ・ 計画面積は 8.3ha で、事業に未着手であり、住宅、畑、樹林地等がある状況となっている。

(2) 都市計画の見直しについて

- ・ 桶狭間公園は、都市計画の見直しにあたって定めた 5 つの基本方針のうち、「緑を保全する制度の活用」に該当するため、区域の見直しについて検討した。
- ・ その結果、神明社は特別緑地保全地区が都市計画決定され、緑を保全する制度が活用されているため、都市計画を削除する区域とした。一方、それ以外の区域については、自然的環境を保全するとともに、地区公園としての必要面積を確保するため、引き続き桶狭間公園の計画区域とした。

(3) 整備プログラムについて

- ・ 公園の類型化を行った後、防災に重きをおいた事業効果の評価と関連事業の有無、事業化への熟度などといった事業効率からの評価と投入可能な事業費を検討して、事業着手の時期を第 1 期から 10 年ごとに第 4 期まで設定した。
- ・ その結果、桶狭間公園の事業は、平成 40 年度から平成 49 年度の第 3 期に着手することとした。

(4) 建築制限の緩和について

- ・ これまで建築物の建築に対する階数の制限は 2 階であったが、ここ 10 年以内には事業着手を行わないこととしたので、階数の制限を 2 階から 3 階へと緩和した。

2. 主な質疑

質問 都市計画の見直しと整備プログラムの内容が決まったのはいつか。

回答 平成 20 年 3 月に策定・公表させていただきました。

質問 長期未整備公園緑地について、これまでと変わった点はなにか。

回答 桶狭間公園を始めとする市内 40 か所の公園緑地については、都市計画決定後、長期間にわたって事業に着手できなかったことにより、関係権利者の皆さま方へご心配をおかけするなど多くの課題がありました。これらの課題への新たな対応として、変わった点が大きく分けて 3 つありますので、桶狭間公園を例にお話させていただきます。

1 つ目は、都市計画の見直しを検討しました。具体的には、神明社は既に緑が保全される制度がかかっているため、公園の計画区域から削除しても、公園の機能に支障が無いと判断しています。

2 つ目は、事業着手時期の目途をお示ししました。これは、削除検討区域を除く区域について、平成 40 年から平成 49 年の間のいずれかの年に事業着手し、用地交渉を始めさせていただきたいという内容です。

3 つ目は、今後 10 年以内に事業の予定が無い事業着手第 3 期の区域については、階数の制限を 2 階建てから 3 階建てまで緩和しました。

質問 現地は道路によって区切られた街区で宅地化が進行した状況だと思う。このため、基本方針の「宅地化の進行区域の削除」に該当する区域がないとの説明は理解できない。

回答 基本方針の「宅地化の進行区域の削除」には宅地化の進行の他に 3 つの内容があり、これらすべてにあてはまった時に、基本方針に該当すると判断しています。

1 つ目は、公園の計画区域の縁辺部にあるということです。これは、公園の計画区域の中心部に住宅が建ち並んだ場所があったとしても、将来つくる公園を考慮しますと削除はできないということになります。

2 つ目は、道路で囲まれた街区ごとに判断するという事で、区域をわかりやすくすることで公園の利用や維持管理をしやすくするということがあります。

3 つ目は、地区公園としての必要面積の確保等、公園の機能に支障が無いと判断した場合に削除を検討するという事です。

このため、桶狭間公園については、住宅が建ち並んでいる場所もありますが、結果的には基本方針に該当しないと判断しています。

質問 用地買収の時期はいつか。

回答 平成 40 年から平成 49 年の間のいずれかの年に事業着手をさせていただきますら、用地買収へのご協力をお願いさせていただきます。

質問 当初の都市計画決定から 40 年以上制限され、さらにこれから約 20 年制限されてしまうので、時期にかかわらず買取希望へ対応してほしい。

回答 現在、桶狭間公園につきましては、事業着手前の先行取得に対応していないため、事業着手後のご協力をお願いしております。

質問 どういう公園にしたいか具体的なことが何もない。これがないと、家が建っているところは公園にしないで外していくということが考えられると思うがどうか。

回答 公園の計画区域は、家が建っているところを除いて公園の整備をするのではなく、全域を公園として整備させていただきますので、将来移転をお願いすることとなります。また、具体的な整備内容については、地域の皆さまのニーズを反映するためにも、事業での用地取得の目途がついた段階で皆さまとお話し合いをしながら具体化していきたいと考えています。

質問 都市計画の見直しをするのであれば、当初決定時の目的と現在の目的があっているかどうかを最初に見直すべきだ。見直しの基本方針に該当しないことが計画を進める理由にはならない。このため、この場所を公園にする必要性を皆が納得できるように示してほしい。また、隣接する豊明市や大府市等と協力し、広域的な視点から別の場所へ公園をつくることを考えられないか。

回答 公園の位置や区域は、一定の距離の範囲内の人々を対象として一定の面積が必要ということで、種別ごとに誘致距離や必要面積の標準が決められています。この標準に基づき、名古屋市内全体にバランスよく公園を配置するため、昭和 41 年に桶狭間公園も都市計画決定されています。桶狭間公園の場合は、主に徒歩圏の約 1 km の範囲の方を対象に地区公園として決定しております。約 1 km 離れて大高緑地があるものの、市域界の方向約 1 km には地区公園がありません。このため、地区公園がないことで日常のレクリエーションや災害時の避難等へ支障をきたす地区がないように、当初決定時と同様の目的で、引き続きこの場所に桶狭間公園が必要と考えています。

質問 この場所については、大高緑地など大きな公園が近くにあるし、名古屋市全体で考えても大きな公園がいくつも必要なのかと疑問に思う。また、公園の配置として必要というが、桶狭間公園が必要かどうかについて、距離1 km以内の住民の意向把握しているのか。この場所には住宅地が多く、既存の住宅をこわしてまで公園を整備する必要性が理解できないし、誰のための公園かわからない。

回答 公園では、種別として、規模の小さなものから大きなものまでをそれぞれ決定しています。最も身近なものでは、小さな子どもやお年寄りが歩いて利用できる街区公園があり、誘致距離250mで面積2,500㎡程度が標準です。また、桶狭間公園が該当する地区公園は、誘致距離1kmで面積4ha程度が標準です。このような公園の種別をバランスよく配置した結果、この場所に桶狭間公園、つまり地区公園が必要であるということで都市計画決定をしております。

公園は、都市の骨格を形成し、良好な都市環境を確保する上で必要な施設であり、日常的に皆さまが利用されるようなレクリエーション面、樹木等による環境面や景観面、災害時の避難地や救助活動の場等の防災面で様々な機能をもっています。このため、市内にバランスよく配置することが求められており、この場所に地区公園が必要と考えています。

質問 この場所も約10年前には緑が多かったが、その時点で今回のような対応がなかったのが残念だ。当初決定から約40年経過しており、必要ならばなぜこれまでにできなかったのか。市は引き継いだものを何としてでもやろうとしているだけでないか。関係権利者の意見を聞いて、反対ならば計画をやめてほしい。

回答 もっと早く都市計画の見直しと事業着手時期の目途を明らかにすることができず、大変申し訳なく思っております。

人口の減少傾向等の社会情勢や厳しい経済情勢の一方で、環境の問題も大きく注目されて緑が重要視されています。このような公園緑地を取り巻く状況等が大きく変わってきたことから、新たな対応として今回その内容をご説明させていただきました。また、この対応は、名古屋市緑の審議会へこれから公園緑地をどうしていくかという諮問をし、その答申をもとに行っています。

質問 事業着手まで、進捗状況等について年 1 回くらい説明会を開催してほしい。また、いつ私たちの意見が言えるのか、次にどのような場が設けられるのかわからないので、桶狭間公園の個別スケジュールを具体的に示してほしい。

回答 事業着手時期につきましては、第 3 期とさせていただいておりますが、この内容で必ず押し進めるということではなく、定期的に見直すことが必要だと考えております。このため、概ね 5 年ごとに整備プログラムを見直す予定です。この見直しでは、財政状況の他、事業の進捗状況や関連事業、まとまった区域での関係権利者の総意による早期事業着手の要望等、事業着手時期を遅らせる要因と早める要因を考慮し、総合的に判断してまいりますので、折に触れ情報提供をさせて頂きたいと考えております。今後、予定の決まった説明会はありませんが、再度説明会が必要等の地域のまとまったご要望がございましたら、ご相談ください。その際、地元の代表者を決めてご要望いただければ、日時、場所、周知方法等ご相談させていただきます。また、説明会の場では話しにくい内容でございましたら、都市計画課及び緑地施設課へご連絡ください。

質問 桶狭間公園の区域内の関係権利者はどれほどか。

回答 区域内にお住まいの方は約 80 世帯、区域内に土地や建物を所有する区域外にお住まいの方は約 30 名です。

質問 パブリックコメントで桶狭間公園について集約されたものがないようだが、桶狭間公園区域内住民の意見を聞いていないのではないか。

回答 パブリックコメントの実施期間にいただいた桶狭間公園へのご意見は、冊子「『長期未整備公園緑地の都市計画の見直しと整備プログラム』に対する市民意見の内容及び市の考え方」の 24 ページに記載させていただいた 1 件です。なお、日頃、お電話等でいただいたご質問ご意見等は記録し、関係部署で情報共有しています。

質問 家を建て、ようやくそのローンを返し終わった約 20 年後に追い出されることとなるが、同じような敷地と建物ができる補償をしてもらえるのか。

回答 補償は生活再建を目的にしております。その内容として、土地につきましては、名古屋市が買わせていただく時期の時価となりますが、不動産鑑定士の土地の鑑定や地価公示価格等から総合的に判断した価格を提示させていただきます。建物につきましては、その時にある建物を評価し、それと同等のものが再建できるように補償させていただきます。評価にあたりましては、実際に建物に入って柱や梁のような建築材料から庭木・庭石などまで調査させていただきます。また、賃貸契約者の方につきましても、新しい場所を借りるために必要な費用を補償させていただきます。

質問 前の質問の補償に関する回答を書面でほしい。

回答 本日の議事の内容につきましては、まとめて概要を作成し、関係権利者の方々へ郵送させていただきます。また、名古屋市の公式ホームページにも掲載します。

質問 この近くで大規模な宅地造成をしているので、桶狭間公園の代わりにそこを公園にすればよいと思うがどうか。

回答 ご質問の場所については、許可を受けて工事に着手されると聞いています。また、位置がより大高緑地に近いため公園の配置バランスから桶狭間公園のほうが適当であることや公園の計画区域内には既に買収した土地もあることから、この場所で公園を整備したいと考えております。

質問 住民の意見を聞かず、一方的に進めていくような感じがして不安がある。

回答 事業に入った時には、担当職員が個別にお伺いし、ご理解いただけるまで丁寧にお話をさせていただくなど、ご不安をいくらかでも軽減できるような対応に努めさせていただきます。

質問 様々な意見が出たが、その中で持ち帰ってもう一度検討するということが一つもなかった。今後、今日の意見を議論する場はあるのか。

回答 本日の議事録をもう一度読み返し、皆さまからいただきましたご意見・ご要望等を整理させていただきます。一方で、本日ご出席いただけなかった方も含め、地域の皆さまのご不安・ご不満は、当然あるかと思われまので、再度説明会が必要等のまとまったご要望がございましたら、ご相談ください。その際、日時、場所、周知方法等ご相談させていただきたいので、地元の代表者を決めてご要望いただければと思います。今回、都市計画の見直しがなかった区域について、削除すべきだというご意見をたくさんいただいておりますが、名古屋市としては公園として整備することが必要だと考えております。桶狭間公園の都市計画決定は、都市計画審議会という学識の経験者の方や地域の皆さまを代表される市会議員の方等が入った場で必要だということで決めており、変更には慎重な対応が求められています。このため、皆さまのご意見等を伺わせていただきつつ、ご理解を得られるよう十分なお説明をさせていただくことに努めたいと考えております。また、事業着手時期につきましては、第3期とさせていただきます。今後、概ね5年ごとに整備プログラムの見直しをする予定です。この見直しでは、財政状況の他、事業の進捗状況や関連事業、まとまった区域での関係権利者の総意による早期事業着手の要望等、事業着手時期を遅らせる要因と早める要因を考慮し、総合的に判断してまいります。

質問 神明社を公園の計画区域から削除するという事は、現在の形で残すことを神明社に任せ、市は関与しないということか。

回答 神明社には、今ある緑が今後も保全される特別緑地保全地区という別の都市計画が決定されています。また、社としての歴史的、文化的な価値や地域に根差した存在であることも考え合わせ、公園として買収するよりも、そのままの形で残していただきたいと考え、公園の計画区域からは削除する案とさせていただきます。

質問 建築物の建築等の機会に都市計画公園区域内であることを認識しても、周囲は住宅が建ち並んでおり、事業をするのは実際無理だろうと皆思っている。日常のレクリエーションや災害時の避難等のために公園をつくるにしても納得がいかない。このため、公園のあり方も含めて考え直してほしい。また、将来の公園を考えるならば、当面排水やアリの対策から取り組んでほしい。

回答 貴重なご意見をありがとうございました。